

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月14日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 桐谷 重毅

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山崎 誠吾

【電話番号】 03 - 6437 - 6000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 GS・日本株ファンド  
（ファンドの愛称を「牛若丸」とします。）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月26日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還が決定したことに伴い、関係事項を更新するため本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正します。

下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

<訂正前>

<前略>

### (7) 申込期間

2021年3月27日から2021年9月27日まで

(注1) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注2) 「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することとなった場合には、申込期間は2021年5月14日までとなります。

<中略>

### (12) その他

<中略>

#### 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

#### 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

本ファンドにつきまして、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である30万口を下回る状況が長期にわたり継続しており、今後、効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持が困難になることが想定されます。本ファンドの資産規模の拡大が見込めない現在の状況においては、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資すると判断いたしました。

つきましては、本ファンドに関し2021年6月7日(月)をもって信託の終了(繰上償還)を予定しておりますのでお知らせいたします。公告日である2021年3月29日(月)現在の受益者の方(2021年3月26日(金)までに取得の申込みをなされた方を含みます。)は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託終了に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2021年6月7日(月)をもって信託を終了いたします。なお、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託は終了いたしません。この場合、信託終了を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

なお、2021年3月29日(月)以降に購入のお申込みをされ、取得された受益権につきましては上記の異議を申し立てる権利はございません。

#### 信託終了に係る異議申立の手続きおよび日程

新聞公告(日経新聞朝刊)	2021年3月29日(月)
異議申立期間	2021年3月29日(月)から2021年5月10日(月)まで
信託終了予定日	2021年6月7日(月)

取得のお申込みに際しましては、上記の繰上償還の内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

<訂正後>

<前略>

( 7 ) 申込期間

2021年3月27日から2021年5月14日まで

(注) 本ファンドは、2021年6月7日をもって信託を終了することとなりました。

<中略>

( 1 2 ) その他

<中略>

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 1 申込（販売）手続等

##### <訂正前>

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時\*までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

\* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付価額は、取得申込日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

<後略>

##### <訂正後>

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時\*までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

\* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(注) 本ファンドは、2021年6月7日をもって信託を終了することとなったため、お買付けのお申し込みは、2021年5月14日までとなります。

(2) お買付価額は、取得申込日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

<後略>

#### 2 換金（解約）手続等

##### <訂正前>

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時\*までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<後略>

##### <訂正後>

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時\*までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\* 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(注) 本ファンドは、2021年6月7日をもって信託を終了することとなったため、ご換金のお申し込みは、2021年6月1日までとなります。償還日まで本ファンドを保有いただいた場合は、償還日の翌営業日以降に、販売会社を通じて償還金をお支払いいたします。

(2) 受益者は、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<後略>

### 3 資産管理等の概要

<訂正前>

<前略>

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は1997年12月25日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

\* 「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することとなった場合には、信託期間は2021年6月7日までとなります。

<後略>

<訂正後>

<前略>

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は1997年12月25日から2021年6月7日までとなります。

<後略>